

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規則	ページ
◎高知県税規則の一部を改正する規則	1
◎高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則	10
告 示	
○区画漁業の免許 (漁業管理課)	12
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	12
○道路の区域変更 (道 路 課)	12
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	13

規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月10日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第6号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式の4及び別記第6号様式の4の2を次のように改める。

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

第6号様式の4（第5条関係）

自動車税領収通知書

加入者	口座番号	税額	円
	納付番号	事務所	登録番号
	年度	納期限	

納税者氏名 取りまと徳島貯金事務センター め郵便局	延滞金額	円	領収日付印
	計	円	

自動車税納付書（原符）

加入者 口座番号	納付番号	年度	登録番号	税額	円	延滞金額	円	計	円	納期限	納税者氏名
-------------	------	----	------	----	---	------	---	---	---	-----	-------

領収日付印

自動車税納付書兼領収証書

納付番号	年度	登録番号	税額	円	延滞金額	円	計	円	納期限
------	----	------	----	---	------	---	---	---	-----

上記の税額を最寄りの納付の場所へ納付してください。納付の場所は、裏面をご確認ください。

県税事務所長 印

領収日付印

第6号様式の4の2（第5条関係）

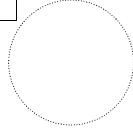
自動車税領収済通知書

加入者	口座番号	納付番号	税額	円
年度	納期	事務所	登録番号	

自動車納付書（原簿）

加入者 口座番号	納付番号	納付者
年度	登録番号	
税額	延滞金額	円
円	計	円
納期限	納期限	
納税者 氏名		

納税者氏名	延滞金額	円	領収日付印
取りまと徳島貯金事務センタ め郵便局	計	円	



上記の税額を最寄りの納付の場所へ納付してください。納付の場所は、裏面をご覧ください。

県税事務局長 印

領収日付印

自動車税納付書兼領収証書

納付番号	納税者
年度	
登録番号	
税額	円
延滞金額	円
計	円
納期限	

上記の自動車について、下記の領収日付印があるものは、自動車税の滞納がないことを証明します。

県税事務局長 印

この証明書の有効期限	領収日付印
------------	-------

自動車税納税証明書
(継続検査用)

車検に必要ですので、大切に保管してください。

登録番号
車台番号 (下6ケタ)

上記の登録番号、車台番号及び有効期限の日付が「**」印で消されているものは、証明書として使用することができません。

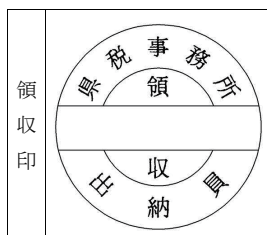
別記第10号様式の3を次のように改める。

第10号様式の3（第5条関係）

口座振替領収証書

課税年度	年度	区分	
期別			
課税番号		振替日	
			円
			円
			円
			円
			円
金融機関名			
預金種別		口座番号	

上記の税額をあなたの口座から振り替えて領収しました。



別記第11号様式の4を次のように改める。

第11号様式の4（第5条関係）

自動車税領収済通知書

加入者	口座番号	税額	円
	納付番号		
	年度	納期	登録番号
		限	事務所
			登録番号

自動車税納付書（原簿）

加入者 口座番号	納付番号	年度	登録番号	税額	円	延滞金額	円	計	円	納期限	納税者 氏名
-------------	------	----	------	----	---	------	---	---	---	-----	-----------

自動車税納税通知書兼納税済証書

納付番号	年度	登録番号	税額	円	延滞金額	円	計	円	納期限	納税者
------	----	------	----	---	------	---	---	---	-----	-----

自動車税納税証明書
（継続検査用）

車検が必要ですので、大切に保管してください。

登録番号
車台番号 (下6ケタ)

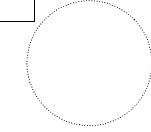
この証明書の有効期限

上記の自動車について、下記の領収日付があるものは、自動車税の滞納がないことを証明します。

県税事務所長 印

上記の登録番号、車台番号及び有効期限の日付が「**」印で消されているものは、証明書として使用することができません。	領収日付印
---	-------

納税者氏名	延滞金額	計	円	領収日付印
取りまと徳島貯金事務センター 郵便局一			円	



上記の税額を最寄りの納付の場所へ納税期限までに納付してください。納付の場所は、裏面をご確認ください。	領収日付印
--	-------

領収日付印

（裏面）

課税の根拠	地方税法第145条並びに高知県税条例第3条及び第142条
納期限までに納付しなかった場合の措置	<p>◇ 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント※）の割合を乗じて得た延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、その全額が1,000円に満たない場合は、納付を要せず、また、100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てます。</p> <p>※印は、「平成12年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年4パーセントの割合を加算した割合）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を適用すること。」を示します。</p> <p>◇ 延滞金を計算する場合、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>◇ 督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納処分を受けます。</p>
不服申立て及び取消訴訟に関する告示	<p>1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>（1） 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3） その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

別記第11号様式の7の次に次の1様式を加える。

第11号様式の7の2（第5条関係）

年 月 日

住所（所在地）
氏名（名 称） 様

県税事務所長 印

自動車税納税通知書

下記の税額を最寄りの納付の場所へ納期限までに納付してください。
なお、自動車税の減免を受けた場合は、自動車税減免決定通知書の決定税額を納付するようしてください。

記

根拠条文	地方税法第145条 高知県税条例第3条及び 第142条	税目	自動車税
年度		登録番号	
税額		納期限	
納付の場所			
納期限までに 納付しなかつ た場合の措置			
不服申立て及 び取消訴訟に 関する教示	<p>1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		
備考			

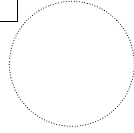
別記第29号様式の2を次のように改める

第29号様式の2（第22条関係）

自動車税領収済通知書

加入者	口歴番号	税額	円
	納付番号		
	年度	納期	登録番号
		限	所

納税者氏名 取りまと徳島貯金事務センタ め郵便局一	延滞金額	円	領収日付印
	計	円	



自動車税滞付書（原券）

加入者 口歴番号	納付番号	年度	登録番号	税額	円
				延滞金額	円
				計	円
			納期限		
			納税者氏名		

領収日付印

自動車税督促状兼領収証書

納付番号	年度	登録番号	税額	円
			延滞金額	円
			計	円
			納期限	

上記の税額を最寄りの納付の場所へ納付してください。納付の場所は、裏面をご覧ください。

県税事務所長 印

領収日付印

自動車税納税証明書
（継続検査用）

車検に必要ですので、大切に保管してください。

登録番号
車台番号 (下6ケタ)

この証明書の有効期限

上記の自動車について、下記の領収日付があるものは、自動車税の滞納がないことを証明します。

県税事務所長 印

上記の登録番号、車台番号及び有効期間の日付が「*」印で消されているものは、証明書として使用することができません。

(裏面)

督促の根拠	地方税法第165条及び高知県税条例第27条
納期限までに納付しなかった場合の措置	<p>◇ 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント※）の割合を乗じて得た延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、その全額が1,000円に満たない場合は、納付を要せず、また、100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てます。</p> <p>※印は、「平成12年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を適用すること。」を示します。</p> <p>◇ 延滞金を計算する場合、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>◇ 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納処分を受けます。</p>
不服申立て及び取消訴訟に関する教示	<p>1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

別記第48号様式を次のように改める。

第48号様式（第32条関係）

県税事務所長 様

年 月 日

市 町 長 村 印

個人県民税払込通知書

地方税法第42条第3項の規定により、個人の県民税の徴収金を下記のとおり払い込みました。

記

区分	年度		前月中に徴収した住民税の徴収金の額 ②	前月までに徴収した住民税の徴収金の累計額 ③ (①+②)	あん分率 ④	本月までに払い込むべき個人県民税の徴収金の累計額 ⑤ (③×④)	前月までに払い込んだ個人県民税の徴収金の累計額 ⑥	今回払い込む個人県民税の徴収金の額 ⑦ (⑤-⑥)
	前月までに徴収した住民税の徴収金の累計額 ①	月徴収分						
税 額	現年課税分	円	円	円	0.	円	円	円
延滞金	滞納	年度			0.			
	繰越	年度			0.			
	分	年度			0.			
		年度			0.			
		年度			0.			
		年度			0.			
		年度			0.			
		年度			0.			
	小計							
	合計							
延滞金	現年課税分				0.			
	滞納繰越分 (平成19年度以降)				0.			
	滞納繰越分 (平成18年度以前)				0.			
	合計							
総計								

注 1 「あん分率」欄は、地方税法施行令第8条又は同令附則第5条の2に規定するあん分率で、小数点以下第10位を四捨五入したものを記載してください。

2 「本月までに払い込むべき個人県民税の徴収金の累計額」欄のそれぞれの端数を生じたときは、当該端数を切り捨ててください。

別記第120号様式及び別記第120号様式の2を次のように改める。

第120号様式（第75条関係）

自動車税額収済通知書

加入者 口座番号	納付番号	口座番号	税額	円
年度	納付番号	納期 限	事務所	登録 番号

自動車強制納付書（原簿）

加入者 口座番号	納付番号	年度	登録番 号	税額	円	延滞金 額	円	計	円	納期限	納税者 氏名
-------------	------	----	----------	----	---	----------	---	---	---	-----	-----------

納税者氏名	延滞金額	円	領収日付印
取りまとめ郵便局	計	円	

自動車税額訂正決定通知書兼領収証書

納付番号	年度	登録番号	税額	円	延滞金額	円	計	円	納期限
------	----	------	----	---	------	---	---	---	-----

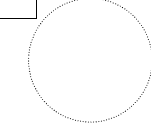
納税者	登録番号	
年度	税額	円
税額訂正内容	増・減額	円
税額訂正理由及び年月日	決定税額	円

現在歳入の未納額 円

納付の場所は、裏面をご覧ください。

領収日付印

領収日付印



先ご課税した税額を訂正し、
欄の額を決定しました。
なお、訂正後の税額が納税の場
合は、異議の納付の場所へ納付
してください。
この通知書の到達前ご納付済
の場合は、行き違いですので、ご
了承ください。 県税事務所長 印

（裏面）

（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

- この処分に対する不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第120号様式の2（第77条の5関係）

自動車税減免決定通知書

自動車税の減免について、下記のとおり決定しました。
 下記の決定税額を同封の納付書で納期限までに納付してください。
 この通知書の到達前に納付済みの場合は、納付の必要はありません。
 決定税額は、0円ですので、納付の必要はありません。
 既に全額を納付している場合は、減免税額が還付されます。

登録番号	当初税額	円
年度	減免税額	円
納期限	年 月 日	円
決定理由		

年 月 日

県税事務所長 印

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)
 1 この処分に対して不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができ、なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
 2 この処分を取り消すの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告とし、(訴訟におおむね該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分取消の訴えを提起することになります。審査請求を経なくても審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。)
 (2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

高知県 自動車税納税証明書 (継続検査用)

下記の自動車について、自動車税の滞納がないことを証明します。

〔下記の登録番号、車台番号及び有効期限の日付が「**」印で消されているものは、証明書として使用することができません。〕

記

登録番号	車台番号 (下6ケタ)	この証明書の有効期限
		年 月 日

県税事務所長 印

(自動車検査証といっしょに大切に保管してください。)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県税規則別記様式（別記第10号様式の3及び別記第120号様式の2を除く。）は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月10日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第7号

高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則

高知県建築士法施行細則（昭和25年高知県規則第87号）の一部を次のように改正する。

目次中「免許」を「免許等」に、「第9条の8」を「第9条の18」に、
 「第3章 試験（第10条―第26条）」を

「第3章 試験（第10条―第26条）」

第4章 建築士事務所（第27条―第29条）」

に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 免許等

第2条第1項中「名簿」を「二級建築士名簿」に改める。

第3条及び第4条第2項中「名簿」を「二級建築士名簿」に改める。

第7条第1項中「その名簿」を「その二級建築士名簿」に改め、同条第2項中「名簿」を「二級建築士名簿」に改める。

第9条の2中「第2条第1項」を「第2条第1項、第3条、第4条第2項及び第7条」に改める。

第9条の3の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関（以下単に「指定登録機関」という。）が同項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行う場合は、指定登録機関は、名簿を一般の閲覧に供するため、名簿閲覧所を設けなければならない。

3 指定登録機関は、前項の規定により名簿閲覧所を設けたときは、当該名簿閲覧所の閲覧規程を定めるとともに、当該名簿閲覧所の場所及び閲覧規程を公示しなければならない。

第9条の8を次のように改める。

(指定登録機関の指定の申請)

第9条の8 法第10条の20第2項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
 - (2) 二級建築士等登録事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - (3) 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (4) 申請に係る意思の決定を証する書類
- (5) 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (7) 法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類
- (8) 法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の5第2項各号に該当しないことを誓約する旨を記載した書類
- (9) 前各号に掲げる書類のほか、参考となる事項を記載した書類

第2章中第9条の8の次に次の10条を加える。

(指定登録機関の名称等の変更の届出)

第9条の9 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(指定登録機関の役員を選任及び解任の認可の申請)

第9条の10 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の7第1項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役

員の名簿

- (2) 選任又は解任の理由

- (3) 選任の場合にあっては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び当該選任に係る者が法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロの規定に該当しないことを誓約する旨を記載した書類を添えなければならない。

(登録事務規程の認可の申請等)

第9条の11 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の9第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る登録事務規程を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の9第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項

- (2) 変更しようとする年月日

- (3) 変更の理由

(指定登録機関の事業計画等の認可の申請等)

第9条の12 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の10第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る事務計画書及び収支予算書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の10第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項

- (2) 変更しようとする年月日

- (3) 変更の理由

(登録状況の報告)

第9条の13 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数

- (2) 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数

2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添えなければならない。

(不正登録者の報告)

第9条の14 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ち

に次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項

- (2) 偽りその他不正の手段

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請)

第9条の15 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の15第1項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲

- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間

- (3) 休止又は廃止の理由

(指定登録機関への書類の交付)

第9条の16 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出、報告書の送付等を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- (1) 法第5条の2若しくは第8条の2又は第6条第3項(第9条の2において準用する場合を含む。)の規定による届出当該届出に係る事項

- (2) 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成20年国土交通省令第37号。以下「中央指定登録機関等省令」という。)第40条第4項又は第43条第4項の規定による報告書等の送付 中央指定登録機関等省令第40条第2項第2号イ又は第43条第2項第2号イの修了者一覧表に記載された事項

- (3) 第24条第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項

(指定登録機関への免許の取消し等の処分の通知)

第9条の17 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

- (1) 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日

- (2) 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所

- (3) 処分の内容及び処分を行った年月日

(指定登録機関に係る公示等)

第9条の18 法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の6第1項及び第3項、第10条の15第3項、第10条の16第3項並びに第10条の17第3項の規定による公示は、高知県公

報で告示することによって行う。

2 指定登録機関に係る登録事務規程の記載事項、帳簿の備付け等及び二級建築士等登録事務の引継ぎ等については、中央指定登録機関等省令の定めるところによるものとする。

第14条第1項中「（以下）」を「（以下単に）」に改める。

第18条の見出し中「指定」を「指定試験機関の指定」に改め、同条第1項第2号中「以下」を「以下単に」に改める。

第19条の見出し中「名称等」を「指定試験機関の名称等」に改める。

第20条の見出し中「役員」を「指定試験機関の役員」に改める。

第22条の見出し中「申請」を「申請等」に改める。

第23条の見出し中「事業計画等」を「指定試験機関の事業計画等」に、「申請」を「申請等」に改める。

第26条の見出しを「（指定試験機関に係る公示等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定試験機関に係る試験事務規程の記載事項、帳簿の備付け等及び試験事務の引継ぎについては、中央指定登録機関等省令の定めるところによるものとする。

本則に次の1章を加える。

第4章 建築士事務所

（建築士事務所登録簿等の閲覧）

第27条 法第23条の9の規定により同条各号に掲げる書類（法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関（以下「指定事務所登録機関」という。）が同項に規定する事務所登録等事務を行う場合にあっては、法第23条の3第1項に規定する登録簿及び法第26条の3第1項の国土交通省令で定める書類を除く。次項において「建築士事務所登録簿等」という。）を一般の閲覧に供するため、高知県土木部建築指導課内に建築士事務所登録簿等閲覧所を設置する。

2 第9条の4から第9条の7までの規定は、建築士事務所登録簿等の閲覧について準用する。この場合において、第9条の4中「名簿」とあるのは「建築士事務所登録簿等（法第23条の9各号に掲げる書類をいい、法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関が同項に規定する事務所登録等事務を行う場合にあっては、法第23条の3第1項に規定する登録簿及び法第26条の3第1項の国土交通省令で定める書類を除く。以下同じ。）」と、第9条の5及び第9条の6第1項中「閲覧所」とあるのは「建築士事務所登録簿等閲覧所」と、同条及び第9条の7中「名簿」とあるのは「建築士事務所登録簿等」と読み替えるものとする。

（登録簿等の閲覧）

第28条 指定事務所登録機関は、法第23条の3第1項に規定する登録簿及び法第26条の3第1項の国土交通省令で定める書類を一般の閲覧に供するため、登録簿等閲覧所を設けなければなら

ない。

2 指定事務所登録機関は、前項の規定により登録簿等閲覧所を設けたときは、当該登録簿等閲覧所の閲覧規程を定めるとともに、当該登録簿等閲覧所の場所及び閲覧規程を公示しなければならない。

（指定事務所登録機関の指定の申請等）

第29条 指定事務所登録機関の指定の申請その他指定事務所登録機関に関し必要な事項は、中央指定登録機関等省令（中央指定登録機関等省令第18条第3項の規定を除く。）の定めるところによるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第168号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり区画漁業を平成21年3月10日に免許した。

平成21年3月10日

高知県知事 尾崎 正直

◎区画漁業権（第一種 魚類）（1件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
区 第3,083号	宿毛市片島5番71号 すくも湾漁業協同組合 代表理事 浦尻 和伸	平成20年12月高知県告示第714号の通り	昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。	平成21年3月10日から平成25年8月31日まで

高知県告示第169号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年3月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 土佐清水市小江町（追加）
（1） 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
5	土佐清水市清水字西牧山	918-3
6	〃 浜町	16-1
7	〃 小江町	192

- （2） 区域

平成19年3月高知県告示第136号で指定した土佐清水市小江町急傾斜地崩壊危険区域内（以下「136号区域」という。）に存する標柱3と136号区域に存する標柱2を直線で結んだ線、136号区域に存する標柱2と標柱5を直線で結んだ線、標柱5から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と136号区域に存する標柱3を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、平成11年2月建設省告示第238号で指定した浜谷川砂防指定地を除く。

- 2 土佐清水市以布利西
（1） 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	土佐清水市以布利字クダシノ口	752-1
2	〃 〃 字クダシノヲク	1091-2
3	〃 〃 〃	〃
4	〃 〃 〃	835-1
5	〃 〃 字御殿	1092-4
6	〃 〃 字クダシノヲク	835-1

- （2） 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年3月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重倉笠ノ川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市岡豊町笠ノ川 字釜ヶ谷1313番1から 南国市岡豊町笠ノ川 字柳ヶ首1319番まで	前	3.5 ∟ 13.0	365
	後	A	3.5 ∟ 6.5
B		12.0 ∟ 55.7	270

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年3月10日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名

平成21年1月30日 20高東土第1435号	香南市野市町西野字 カノ丸2232番1ほか	香南市野市町西野 2261番地 中屋 憲夫
---------------------------	--------------------------	-----------------------------